令和８年（フ）第６２５６号
東京都葛飾区東水元２丁目10―４―203
債務者　古川　周悟
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５７号
東京都足立区江北２丁目31―11　第二和泉荘102
債務者　荒井　公宏
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３号
熊本県菊池市隈府219番地
債務者　森脇美智子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月22日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第３１５３号
大阪市浪速区幸町２丁目６番15―703号、前住所名古屋市中区新栄２丁目29番13号　アドバンス名古屋モクシー402号
債務者　諸藤　剛
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７７号
大阪市淀川区東三国３丁目５番３号　ミリオンハイツ　401号
債務者　大木本喬洋
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６１５２号
東京都東村山市萩山町４丁目５－２　メゾネット　ＴＷ　１
債務者　加藤　舞
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第９９５号
札幌市中央区円山西町９丁目１番29号、開始決定時の住所宮城県石巻市大街道南５丁目５番53号
破産者　宍戸　真友
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２３号
福島県二本松市杉沢字馬船300番地、開始決定時の住所福島県郡山市富久山町久保田字麓山83番地の２
破産者　中村　俊彦
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１９４７号
埼玉県川口市東川口６丁目19番42号　メインシティガーデンジュネス201号
破産者　幅嵜　大
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第８０号
福岡県田川郡添田町大字桝田1623番地の２
破産者　中村あい子（旧姓高木）
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６号
鹿児島県大島郡喜界町大字坂嶺1975番地、開始決定時の住所鹿児島県大島郡喜界町大字佐手久2610番地１
破産者　富田　貴昭
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和７年（フ）第１９３号
群馬県前橋市六供町二丁目27番地20
破産者　堤　一文
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４２６号
群馬県前橋市関根町二丁目28番地12　エストヴィアーレ　202号
破産者　吉野　政行
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第７４号
鹿児島県姶良市平松7659番地　パームビーチ重富403号、開始決定時住所鹿児島市小原町21番10号
破産者　明石　光雄
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第４７６号
鹿児島市坂之上７丁目１番19号、前住所鹿児島県霧島市隼人町住吉1490番地
破産者　安田　雅英
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第８号
鹿児島市郡元町４番１―307号、開始決定時の住所鹿児島市小原町41番２号
破産者　西園　尚
1　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
2　一般調査期日　令和８年11月４日午後４時
令和８年８月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係